

市立岸和田市民病院経営強化プラン評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、市立岸和田市民病院経営強化プラン評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。

- (1) 病院運営に関し優れた経験と知識を有する者
- (2) 地域医療に関し優れた経験と知識を有する者
- (3) 公募した市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、委員長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を行うことができる。この場合において、当該会議に必要な装置が設置された場所であって委員長が相当と認める場所を、委員ごとに指定して行うものとする。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第6条 委員長は、緊急の必要があり、会議を招集するいとまのない場合又はその他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、可否を問い、会議に代えることができる。

2 前項の場合においては、前条第4項の規定を準用する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、市立岸和田市民病院事務局経営管理課に置く。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が選出されない場合にあっては、市長が会議を招集する。